



宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月22日 (月曜日) 第 2313 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	○道路の供用の開始 (2 件) …………… (道路保全課) 7
○保安林の指定予定の通知 (13件) …………… (自然環境課) 1		公 告
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (9 件) …………… (水産政策課) 4		○市町村営土地改良事業の施行の同意…………… (農村整備課) 7
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 6		○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 7
		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7
		正 誤
		○平成23年 7 月 6 日付け県公報 (号外第60号) 中…………… 8

告 示

宮崎県告示第 692号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 13157-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 693号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大明司字脇ノ下1157-1・1159-1・1167・1168・字轟口1724-4・字山神原1743-1 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)、字後川内2095-1、大字大河平字水流1424-2、1424-5、1425-1、字椎木平2024、大字浦字屋敷ノ内 716、717-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字脇ノ下1157-1・1159-1・字後川内2095-1・字水流1424-2・1424-5・1425-1・字椎木平2024・字屋敷ノ内716・717-1 (以上 9 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 694号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字古屋敷 459-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は禁伐による。
 - 字古屋敷 459-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 695号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字黒岳1960-2、字塩井ノ字曾1962-1、1963-2、1984-2、1986-1、1986-8、1999-2、字黒原5777-1、5777-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字黒岳1960-2・字塩井ノ字曾1962-1・1963-2・1984-2・1986-1・1986-8・1999-2・字黒原5777-1・5777-2（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 696号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字中原山 221、224-6、224-27、224-30、224-50、224-55
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字中原山 221・224-6・224-27・224-30・224-50・224-55（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 697号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字滝下4208・4212-2・大字見立字平戸3017-1・3024-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 698号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字山の頭3088-3・3088-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 699号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字川の
詰2346-1、2356-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字川の詰2346-1・2356-1（以上2筆について、次の図
に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之
影町役場に備え置いて縦覧に供する。）**宮崎県告示第 700号**森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産
大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ
った。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁
田5058-1、5059、5063-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字黒仁田5058-1・5059・5063-1（以上3筆について、
次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之
影町役場に備え置いて縦覧に供する。）**宮崎県告示第 701号**森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産
大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ
った。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字笹
ノ原6631-1、6631-4

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字笹ノ原6631-4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ
瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）**宮崎県告示第 702号**森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産
大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ
った。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字杉
ノ平3850-1、3918-1、字水之元5142-3、5143-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字杉ノ平3850-1・3918-1・字水之元5142-3・5143-
1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ
瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）**宮崎県告示第 703号**森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産
大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ
った。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩
屋之迫5225-1、5225-2、字永野8950-1、8954-1、字仁田
ノ尾9814-1、9814-4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋之迫5225-1・5225-2・字永野8950-1・8954-1・字仁田ノ尾9814-1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、9814-4

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 704号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字猿渡4968-1、4984、5116、大字鞍岡字小仁田山4647-5、4647-6、字松ノ平4727-30、4742
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字猿渡4968-1・4984・5116・字小仁田山4647-5・4647-6・字松ノ平4727-30・4742（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 705号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 有限会社大黒丸水産

	宮崎市 有限会社仁庄水産
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檜浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及びさし網漁業

宮崎県告示第 706号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 延岡水産開発株式会社 延岡市 中島養的
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業

宮崎県告示第 707号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市 赤水漁業合資会社 延岡市 坂口清人
加入区 の 名 称	延岡市第三加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧赤

	水漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 708号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社辻水産 日南市 有限会社ハンエイ
加入区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 709号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社平原水産 日南市 有限会社中村水産
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 710号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	日向市 有限会社吉栄丸 日向市 有限会社富丸水産
加入区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 711号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 有限会社俵水産 児湯郡川南町 有限会社溝口水産
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 712号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 岩田巖 東臼杵郡門川町 黒木光年
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 713号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 6 月29日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 有限会社和田水産 東臼杵郡門川町 有限会社藤丸水産
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業

宮崎県告示第 714号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月22日から平成23年 9 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 本城字迫畑 9943番44地 先から同市 同大字字上	旧	8.8～ 25.6	421.5
				新	13.0～ 41.0	415.0

代田8726番 1地先まで

宮崎県告示第 715号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月22日から平成23年 9 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字原田字観 音原2143番 1地先から 同市同大字 同字2143番 3地先まで	旧	13.0～ 13.3	30.0
				新	12.2～ 12.4	

宮崎県告示第 716号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 8 月22日から平成23年 9 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字内ノ 丸2151番 3 地先から同 市同大字字 下向2593番 地先まで	旧	7.4～ 13.1	222.4
				新	12.7～ 14.1	
				旧	7.2～ 16.9	328.0
新	14.7～ 31.2					

宮崎県告示第 717号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年8月22日から平成23年9月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
371	県道	清武インター線	宮崎市清武町船引字星野1591番4地先から同市同町船引字猪ノ谷口1746番2地先まで	旧	23.7～91.7	458.8
				新	34.6～132.6	458.8

宮崎県告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年8月22日から平成23年9月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道448号	串間市大字本城字迫畑9943番44地先から同市同大字上代田8726番1地先まで	平成23年8月22日

宮崎県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年8月22日から平成23年9月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
371	県道	清武インター線	宮崎市清武町船引字星野1591番4地先から同	平成23年8月22日

市同町船引字猪ノ谷口1746番2地先まで

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業(大雀地区、ため池等整備事業)の施行に同意した。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免許の取消しをした年月日
平成23年8月1日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
森 秀仁
二級建築士
宮崎県知事登録第6338号
- 免許の取消しの理由
法第13条の2第1項の規定により、平成23年8月1日付けで二級建築士試験の合格の決定を取り消した。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年8月22日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

- 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成23年10月19日(木)から10月21日(金)まで	20名

- 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該

警備業務に従事している者

(4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
2号警備業務	平成23年9月5日(月)から9月14日(水)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

正 誤

平成23年7月6日付け県公報（号外第60号）中

ページ	誤	正
6	第 4 条関係	第 4 条、第10条関係